証券コード 6040
平成29年10月５日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前一丁目14番34号
日本スキー場開発株式会社
代表取締役社長 鈴 木 周 平

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年10月23日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

１．日　　時　平成29年10月24日（火曜日）午前10時
受付開始時刻　午前９時30分

２．場　　所　東京都渋谷区渋谷４丁目４番25号
IVY ホール　２階　ミルトス
（昨年と同じ施設ですが、階及び会場名が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。また、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　１．第12期（平成28年8月1日から平成29年７月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（平成28年8月1日から平成29年７月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　当社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
次の事項につきましては、法令及び会社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.nippon-ski.jp/）に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。
【ご案内】本株主総会終了後、同会場において株主様向け会社説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年８月１日から 平成29年７月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの業績の状況は、以下のとおりでした。

（ウィンターシーズン）

当社グループは、長野県HAKUBA VALLEYエリアに４か所、その他長野県に２か所、群馬県・岐阜県にそれぞれ１か所、合計８か所のスキー場を運営するほか、HAKUBA VALLEYエリアを中心に９店舗のレンタルショップを展開する株式会社スパイシー及び大阪府の金剛山にてロープウェイ・宿泊施設の指定管理運営を行う信越索道メンテナンス株式会社の営業体制で事業を行いました。

当ウィンターシーズンは、前シーズンにおける暖冬・小雪の対策として、スキー場の一部で人工降雪機を増強する等の小雪対策投資を実施しました。その結果、川場スキー場、めいほうスキー場等６スキー場が前シーズンより２日から17日早くオープンしました。一方、HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場、HAKUBA VALLEY栂池高原スキー場はシーズン当初の小雪の影響で、同10日遅いオープンを余儀なくされました。その後１月中旬の大型寒波による自然降雪以降、平年並みの安定した自然降雪により積雪量を維持できました。この結果、めいほうスキー場は前シーズンより６日長い４月９日まで、竜王スキーパーク、川場スキー場、HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場、HAKUBA VALLEY栂池高原スキー場はゴールデンウィーク最終日の５月７日まで営業を行うことができ、前年を上回る売上高を計上できました。

当ウィンターシーズンの来場者については、HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場、HAKUBA VALLEY栂池高原スキー場は、オープン遅れのため前シーズンより窓口販売の来場者が微減となりましたが、川場スキー場、めいほうスキー場等６スキー場の来場者は前シーズンより増加しました。一方で、国内からのバスツアーを利用した来場者数は、昨年１月に長野県軽井沢町で発生したツアーバス事故の影響を受け、学生を中心に利用自粛が続き約40千人減となりました。海外からの集客は、豪州・台湾・中国・東南アジア諸国への営業を強化したことで、HAKUBA VALLEYエリアではスキー・スノーボードを本格的に楽しむ個人旅行客の増加とともに、台湾からの団体旅行客が増加しました。竜王スキーパークでは、ソリ・チュービングなどの雪遊びを行うアジア圏からの来場者が増えたことから、海外からの旅行客であるインバウンドのスキー場別来場者は156千人（前期比17.0%増）となりました。その結果、当ウィンターシーズンのスキー場別来場者数は1,623千人（前期比9.4%増）となりました。なお、当シーズンよりHAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドとHAKUBA VALLEY栂池高原スキー場の来場者数はシーズン券等の来場者20千人と27千人を含んでおります。

（グリーンシーズン）

当社グループのグリーンシーズンの業績は主に第１四半期及び第４四半期の業績から構成されています。当社グループは、周辺の魅力ある観光資源及び初夏から秋にかけての雄大な自然を最大限に活用し、スキー場のロープウェイやゴンドラを利用した事業及び宿泊施設・店舗を利用した事業を地域と連携して行っています。

平成29年７月からJRグループ６社及び地元観光関係者や自治体が協力してPRされる国内最大級の観光イベント「信州デスティネーションキャンペーン」が始まり、「山の信州」・「楽園北アルプスへ」としてHAKUBA VALLEY国際山岳リゾート白馬八方尾根・HAKUBA VALLEY白馬岩岳ゆり園＆マウンテンビュー・HAKUBA VALLEYネイチャーワールド栂池高原が自然豊かな北アルプスとして取り上げられ、「標高1,770mのソラ」として眼下に広がる幻想的な雲海やサンセットを眺められるスポットである竜王マウンテンパークの「SORA terrace」がそれぞれ取り上げられています。

HAKUBA VALLEY国際山岳リゾート白馬八方尾根では、夜のゴンドラに乗って山の上から空を見上げる天空の天体ショーを開催し好評をいただきました。HAKUBA VALLEY白馬岩岳ゆり園＆マウンテンビューでは、新たにマウンテンバイクコースを拡張しマウンテンバイクの聖地「白馬岩岳 MTB PARK」としてオープンしました。

竜王マウンテンパークでは、ご好評いただいている「SORA terrace」を昨年拡張するとともに、既存レストランを改装し「SORA terrace cafe」として平成29年８月にオープンする準備を行いました。めいほう高原開発株式会社では、４月に道の駅に「ゆきやまカフェ」がオープンしシュークリーム等のスィーツの提供を開始し、めいほう高原ではバーベキューパークを５月にオープンするとともに、キャンプサイトの拡張・アクティビティの充実を図りました。信越索道メンテナンス株式会社では、指定管理を受託している、大阪府南河内郡千早赤阪村の金剛山ロープウェイ及び香楠荘において、金剛山を訪れるお客様へのサービスの改善やインバウンド顧客の増加を千早赤阪村及び近隣自治体とともに行っています。当社旅行部門「NSDトラベル」においては、声優と夏のスキー場の山頂でのアクティビティを体験するとともに、長野県大町市・北安曇郡白馬村の地酒を楽しむツアーを開催し新たな顧客層の開拓に努めました。その結果、当グリーンシーズンの施設別来場者数は387千人（前期比6.0％増）となりました。

（事業構造改革への取組）

平成28年７月期・平成29年７月期と２期連続で業績予想の下方修正を実施したことから、当社グループの事業構造改革を実施します。当社グループ８スキー場のうち４スキー場を白馬エリアで運営しており、レンタルスキーショップを営む株式会社スパイシー、及び信越索道メンテナンス株式会社が主に白馬エリアで事業を行っております。また、長野県内に白馬エリア以外で２スキー場を運営しており、長野県に隣接する群馬県・岐阜県にそれぞれ１スキー場を運営していることを踏まえ、本定時株主総会にて本社を長野県北安曇郡白馬村に移転することを付議しています。

白馬村に移転することで、顧客及び長野県・近隣の地元関係者をはじめとするスキー場関係者と将来を見据えたさまざまな取組を実施します。また、本社機能の移転により各スキー場管理部門との一層の業務効率化を図るとともに、営業部門は各スキー場営業部門・運営部門との一層の連携強化を実施してまいります。

これらにより、連結業績は売上高が6,151,545千円（前期比10.2％増）、営業利益は442,946千円（前期比313.4％増）、経常利益は440,069千円（前期比361.0％増）となり、特別利益・特別損失の計上などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は245,337千円（前期は117,036千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は710,464千円で、その主なものは人工降雪機の購入等による設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として調達を行いましたが、全額返済を行っております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (平成27年７月期)	第 11 期 (平成28年７月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (平成29年７月期)
売　　上　　高(千円)	5,882,911	5,584,476	6,151,545
経　　常　　利　　益(千円)	845,823	95,457	440,069
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(千円)(△)	706,652	△117,036	245,337
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　(円)	89.66	△14.60	30.67
総　　資　　産(千円)	5,537,032	5,668,914	6,037,110
純　　資　　産(千円)	4,882,796	4,776,866	5,119,951
１株当たり純資産額　(円)	584.19	571.56	601.94

(注) 当社では、第10期より連結計算書類を作成しております。当社は平成26年12月26日付で普通株式１株につき100株に、平成28年２月１日付で普通株式１株につき２株に分割する株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社に対する議決権比率	当　社　と　の　関　係
日本駐車場開発株式会社	699,221千円	66.7%	特になし

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社鹿島槍	3,000 千円	100.0%	HAKUBA VALLEY鹿島槍スキー場の運営
株式会社北志賀竜王	10,000	100.0	竜王スキーパークの運営
川場リゾート株式会社	100,000	99.9	川場スキー場の運営
白馬観光開発株式会社	100,000	99.2	HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場、HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールド及びHAKUBA VALLEY栂池高原スキー場の運営
栂池ゴンドラリフト株式会社	100,000	80.0	HAKUBA VALLEY栂池高原スキー場の運営
株式会社岩岳リゾート	75,000	86.7	HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドの運営
信越索道メンテナンス株式会社	10,000	55.0	索道設備の据付及びメンテナンス
株式会社スパイシー	10,000	100.0	レンタルスキーショップの運営
めいほう高原開発株式会社	100,000	66.7	めいほうスキー場の運営
株式会社ハーレスキーリゾート	100,000	83.4	菅平高原スノーリゾートの運営
Kawaba Resort USA Inc.	200千ドル	100.0	飲食業

（注）1．めいほう高原開発株式会社は平成28年11月19日付で減資を行い、資本金が減少しております。
2．株式会社ハーレスキーリゾートは平成28年11月29日付で減資を行い、資本金が減少しております。
3．平成29年８月１日に株式会社Geekoutの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、スキー場運営においてサービスの向上、顧客満足度の向上を主眼に運営を行っております。

当社グループでは、外部環境への対応と内部環境の整備を常に考え、特に以下の点については具体的に対処すべき項目と認識し、今後も引き続き強化する所存です。また、前記のとおり事業構造改革への取り組みを実施し、事業の成長を図るとともに、経営体制をより強固なものへ改善していくことも重要な課題と認識しております。

①顧客満足度の維持・向上

当社グループでは、顧客満足度が向上するよう努めております。また、顧客対応においては、マニュアルの充実を図るとともに、継続的な社員教育により能力・モラルの向上を図っております。

特に非日常感を求めて来場されるお客様に対しては、マニュアルの充実・徹底のみならず、顧客満足度を高めていく基本姿勢を再確認し、充実したサービスを提供するよう心掛けております。
スキー場市場においてサービスを重視し、より一層強化するという概念を持ち込むことにより、今後も顧客満足度の維持・向上に常に努めてまいります。

②安全対策
スキー場では、鉄道事業法で許可を受ける索道事業者としてリフト運営を行っております。リフト運営上で重大な事故が発生した場合は、索道許可の取り消しにつながることがあります。
当社グループは、特にリフトの安全対策は重点項目としており、グリーンシーズンの点検整備を国土交通省令や整備細則に基づき行い、また中期・長期の整備計画を策定し整備を実施しております。リフト運行においては、スタッフに対する継続的な安全教育を実施し、各スタッフの安全に対する取り組みを向上してまいります。また、天候状態を常に監視し、リフト運行中に突発的に発生する災害への対応についても、訓練を繰り返し行うことで、対応能力を高めてまいります。

③天候に対する対策
ウィンターシーズンにおいては十分な積雪のもとで、スキー場を運営することが、事業の根幹をなすものであり、自然の積雪に恵まれない場合は、当社グループが保有する人工降雪機をフル活用することで、効率的かつ効果的な人工降雪を行い、ウィンターシーズン開始とともに満足してスキーを楽しんでいただける状況にしてまいります。当社グループのスキー場の一部は、高い山頂にあり、残雪を利用しウィンターシーズン終盤まで十分なコンディションを維持することで、当社グループの優位性を発揮させ、他のスキー場との差別化を図ってまいります。また、想定を超える豪雪や大雨が発生すると、お客様がスキー場へ来場できず、また、お客様が施設利用を取り止めるため、こうした事態に備え、施設やサービスの一層の充実を図ってまいります。

④グリーンシーズンの事業の展開
グリーンシーズンにおいては、高山植物を鑑賞いただく山野草園の運営など、地域の特性を活かし、かつ、地域に根付いた商品の開発等を行い、事業を強化してまいります。一年を通じた営業体制を整えることでウィンターシーズンに業績が偏重する季節変動リスクを分散させ、安定したスキー場等の経営を目指してまいります。

⑤グループ経営

グループ会社が運営するレンタル専門店の展開、グループ全体での共同告知や営業活動の強化、効率化による集客増進に加え、レンタル用品、制服及び食材等について、スケールメリットを活かした集中購買、メンテナンス部品等の取得等の費用面の改善により、シナジー効果を積極的に享受できるようにしてまいります。

⑥今後のスキー場の取得

当社グループでは、創業以来国内におけるスキー場において、強みや特徴を有するスキー場を取得してまいりました。スキー場の取得及び取得後の改善につながる活動を継続的に実施し、当社グループの企業価値を一層高めてまいります。また、当社グループは、魅力的なスキー場を取得し、事業拡大することを成長戦略の重要な要素と位置付けており、今後も積極的にスキー場を取得していく方針であります。さらに、スキー場の地元関係者や従業員と一体となって、スキー場を改善し、スキー場の価値を高めていくことで、地域の活性化に貢献してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成29年７月31日現在）

事業区分	事業内容
スキー場事業	スキー場に関する総合コンサルティング

⑹ **主要な営業所**（平成29年７月31日現在）

① 当社

本社	東京都渋谷区

② 子会社

株式会社鹿島槍	長野県大町市
株式会社北志賀竜王	長野県下高井郡山ノ内町
川場リゾート株式会社	群馬県利根郡川場村
白馬観光開発株式会社	長野県北安曇郡白馬村
栂池ゴンドラリフト株式会社	長野県北安曇郡小谷村
株式会社岩岳リゾート	長野県北安曇郡白馬村
信越索道メンテナンス株式会社	長野県北安曇郡白馬村
株式会社スパイシー	長野県北安曇郡白馬村
めいほう高原開発株式会社	岐阜県郡上市
株式会社ハーレスキーリゾート	長野県上田市
Kawaba Resort USA Inc.	米国カリフォルニア州ガーデナ

⑺ **使用人の状況**（平成29年７月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 233（517）名

（注）１．使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．当社グループはスキー場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23（－）名	1名増（－名増）	40.2歳	2.3年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成29年７月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社八十二銀行	240,000千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はございません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（平成29年７月31日現在）

① 発行可能株式総数　16,000,000株
② 発行済株式の総数　8,000,200株
③ 株主数　1,626名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本駐車場開発株式会社	5,333,400株	66.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	306,700	3.8
株式会社Plan・Do・See	200,000	2.5
GAINWELL SECURITIES COMPANY LIMITED-A/C CLIENT	200,000	2.5
グリーンコア株式会社	197,000	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	153,400	1.9
氏家　太郎	144,374	1.8
鈴木　周平	111,807	1.4
野村信託銀行株式会社（投信口）	110,000	1.4
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	98,400	1.2

（注） 自己株式は所有しておりません。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		平成27年12月３日
新株予約権の数		165個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　33,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり521,400円 （１株当たり2,607円）
権利行使期間		平成29年12月５日から 平成34年10月31日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　165個 目的となる株式数　33,000株 保有者数　７人
	社外取締役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人
	監査役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人

（注）平成28年２月１日付で行った普通株式１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年７月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木　周平	
取締役会長	氏家　太郎	
取締役副社長	髙梨　光	白馬観光開発㈱代表取締役社長 栂池ゴンドラリフト㈱代表取締役社長 ㈱岩岳リゾート取締役 信越索道メンテナンス㈱取締役
常務取締役	宇津井　高時	
取締役	向所　和也	信越索道メンテナンス㈱代表取締役社長
取締役	堀之内　康潔	めいほう高原開発㈱取締役会長 川場リゾート㈱取締役会長
取締役	横井　勝	㈱ハーレスキーリゾート取締役会長 Kawaba Resort USA Inc. Director
取締役	出口　恭子	医療法人社団色空会お茶の水整形外科機能リハビリテーションクリニック理事COO ㈱お茶の水義肢装具 代表取締役 クックパッド㈱ 社外取締役 ㈱ティーガイア 社外取締役
取締役	北川　徹	クックパッド㈱社外取締役兼監査委員会委員長 KOA㈱ 社外取締役
常勤監査役	橋本　俊光	公認会計士
監査役	鵜月　健彦	税理士 ㈱The Day 代表取締役 税理士法人ハンズオン代表社員
監査役	荒木　隆志	公認会計士、税理士 荒木隆志公認会計士税理士事務所所長 トランザクション・サポート㈱代表取締役
監査役	石原　毅	日本駐車場開発㈱常務取締役 NIPPON PARKING DEVELOPMENT(THAILAND)CO.,LTD.Director NPD USA.,LTD. Director and Secretary PT.NPD SOLUTIONS INDONESIA 監査役

（注）１．取締役出口恭子氏及び北川徹氏は社外取締役であります。
２．常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏及び監査役荒木隆志氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏及び監査役荒木隆志氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役橋本俊光氏は、公認会計士の資格を有しております。

・監査役鵜月健彦氏は、税理士の資格を有しております。
・監査役荒木隆志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。

4．監査役石原毅氏は、日本駐車場開発株式会社において法務に携わっており、法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。

5．当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

6．当社は取締役出口恭子氏、取締役北川徹氏、常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏及び監査役荒木隆志氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	10名 (3)	77,063千円 (3,600)
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	9,120 (8,520)
合計 （うち社外役員）	14 (6)	86,183 (12,120)

（注）1．取締役（社外取締役を除く。）４名に対して、上記の他、当社子会社取締役兼務分の報酬19,500千円を当社子会社で負担しております。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。

・取締役７名　10,716千円

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役出口恭子氏は、医療法人社団色空会お茶の水整形外科機能リハビリテーションクリニック理事COO、株式会社お茶の水義肢装具の代表取締役、クックパッド株式会社の社外取締役、株式会社ティーガイアの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役北川徹氏は、クックパッド株式会社の社外取締役兼監査委員会委員長、KOA株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役鵜月健彦氏は、株式会社The Dayの代表取締役、税理士法人ハンズオンの代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役荒木隆志氏は、荒木隆志公認会計士税理士事務所所長、トランザクション・サポート株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役出口恭子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役北川徹	当事業年度において、社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
常勤監査役橋本俊光	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役鵜月健彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に税務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役荒木隆志	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注)書面決議による取締役会の回数は除いております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要を検討して報酬の妥当性を判断し、報酬額に同意しております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

ロ．取締役は、法令、定款、取締役会決議及びその他社内規程に従い職務を執行します。

ハ．取締役の職務執行状況は、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受けます。

ニ．代表取締役社長は、コンプライアンスに関する基本方針を取締役及び使用人に周知徹底し、法令遵守を当社の企業活動の前提とします。

ホ．内部監査室は、各部門の職務執行状況を把握し、各業務が法令、定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを検証し、代表取締役社長に報告します。

ヘ．取締役及び使用人が法令及び定款に違反する行為を発見した場合に通報できる、社外の弁護士､当社監査役及び/またはコンプライアンス担当を直接の情報受領者とする通報制度を整備、運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、取締役会規程及び組織規程の定めに則り適切な保存及び管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理部を主管とし、組織規程に規定する責任と権限に基づき、評価と改善を行います。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、最小限に止めるよう努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性に関しては、各取締役が担当部門の効率性測定に適切な指標を用い、レビューした結果を毎月取締役会に報告します。この結果は適正に取締役の報酬その他における評価に反映されることとします。各部門の適切な指標は、経営計画の達成に向け各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法を業務担当取締役が定めた上で、その効率性を測るに相応しい定量的な指標とします。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守状況を確認し、かつ、法令違反等を防止するため、内部監査室による内部監査を実施しております。また、当社及び当社子会社の使用人を対象として、内部通報制度を設置しており、違法行為等に関する内部通報を受け付けております。なお、内部通報を受けて、当社管理部等の適当な部署において、必要な調査等を実施し、通報者に回答するとともに通報者には通報による不利益を生じないこととしています。

上記の法令遵守を徹底させるため、当社及び当社子会社において、使用人を対象として、研修教育を実施しております。

⑥　当社並びに親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

事業ごとに責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制を構築する責任と権限を与えます。管理部がその横断的な管理を行います。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役からの要求があった場合には、監査役の職務を補助する専任スタッフを置くこととし、その体制は取締役と監査役が協議して決定します。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とします。

ロ．監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務を遂行し、取締役の指揮命令は受けません。また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取します。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は次に定める事項を監査役会に報告することとします。

イ．重要会議で決議された事項

ロ．会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

ハ．毎月の経営状況として重要な事項

ニ．内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

ホ．重大な法令違反及び定款違反に関する事項
ヘ．その他コンプライアンス上必要な事項
使用人は上記ロ．及びホ．に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができることとします。

⑩ 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及びグループ会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにします。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、業務執行取締役及び重要な使用人から自由にヒアリングでき、代表取締役社長及び会計監査人とは定期的に意見交換会を開催することとします。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

①取締役の職務執行について
　取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。
②監査役の職務執行について
　監査役は当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③当社子会社における業務の適正の確保について
　当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

④コンプライアンス・リスク管理について
　コンプライアンス・ホットラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為などを報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

⑤反社会的勢力排除について
　取引先の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

⑹　会社の支配に関する基本方針
　当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成29年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,779,139**	**流動負債**	**681,972**
現金及び預金	2,359,137	買掛金	33,969
売掛金	107,076	1年内返済予定の長期借入金	60,000
たな卸資産	110,792	未払金	183,639
繰延税金資産	30,549	未払法人税等	110,788
その他	171,583	未払消費税等	94,628
固定資産	**3,257,970**	賞与引当金	10,741
有形固定資産	**2,590,051**	災害損失引当金	18,287
建物及び構築物	1,005,909	その他	169,918
機械及び装置	855,673	**固定負債**	**235,186**
車両運搬具	77,619	長期借入金	180,000
工具、器具及び備品	142,040	役員退職慰労引当金	9,900
土地	488,858	その他	45,286
建設仮勘定	19,949	**負債合計**	**917,159**
無形固定資産	**166,592**	（純資産の部）	
のれん	157,025	**株主資本**	**4,812,494**
その他	9,566	**資本金**	**1,666,156**
投資その他の資産	**501,327**	**資本剰余金**	**737,674**
投資有価証券	14,184	**利益剰余金**	**2,408,663**
繰延税金資産	433,031	**その他の包括利益累計額**	**3,184**
その他	65,912	**為替換算調整勘定**	**3,184**
貸倒引当金	△11,800	**新株予約権**	**21,758**
		非支配株主持分	**282,514**
		純資産合計	**5,119,951**
資産合計	**6,037,110**	**負債純資産合計**	**6,037,110**

連結損益計算書

（平成28年８月１日から 平成29年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,151,545**
売上原価		**2,595,978**
売上総利益		**3,555,566**
販売費及び一般管理費		**3,112,619**
営業利益		**442,946**
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	261	
投資有価証券売却益	3,528	
受取保険金	2,375	
役員退職慰労引当金戻入額	1,680	
その他	5,185	13,066
営業外費用		
支払利息	2,940	
寄付金	5,553	
その他	7,449	15,944
経常利益		**440,069**
特別利益		
固定資産売却益	77,550	
事業譲渡益	46,729	124,280
特別損失		
固定資産除却損	5,004	
減損損失	198,797	
災害損失引当金繰入額	18,287	
解約違約金	13,843	235,933
税金等調整前当期純利益		**328,416**
法人税、住民税及び事業税	112,483	
法人税等調整額	△119,047	△6,564
当期純利益		**334,980**
非支配株主に帰属する当期純利益		89,642
親会社株主に帰属する当期純利益		**245,337**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年８月１日から
平成29年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,666,156	737,674	2,163,326	4,567,157
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			245,337	245,337
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）				
当連結会計年度変動額合計	―	―	245,337	245,337
当連結会計年度末残高	1,666,156	737,674	2,408,663	4,812,494

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	2,583	2,893	5,476	9,093	195,138	4,776,866
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						245,337
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△2,583	290	△2,292	12,665	87,375	97,748
当連結会計年度変動額合計	△2,583	290	△2,292	12,665	87,375	343,085
当連結会計年度末残高	―	3,184	3,184	21,758	282,514	5,119,951

貸借対照表

（平成29年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**909,794**	**流動負債**	**46,823**
現金及び預金	260,032	買掛金	197
売掛金	52,413	未払金	16,275
たな卸資産	477	未払費用	5,427
関係会社短期貸付金	260,000	未払法人税等	4,345
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	220,000	預り金	5,353
前払費用	7,657	未払消費税等	4,524
その他	109,212	災害損失引当金	10,700
固定資産	**1,749,558**	**負債合計**	**46,823**
有形固定資産	**17,671**	（純資産の部）	
建物	13,973	**株主資本**	**2,590,771**
機械及び装置	737	**資本金**	**1,666,156**
車両運搬具	0	**資本剰余金**	**717,998**
工具、器具及び備品	2,960	資本準備金	717,998
無形固定資産	**2,332**	**利益剰余金**	**206,616**
商標権	1,017	その他利益剰余金	206,616
ソフトウェア	1,315	繰越利益剰余金	206,616
投資その他の資産	**1,729,554**	**新株予約権**	**21,758**
関係会社株式	1,181,514	**純資産合計**	**2,612,529**
関係会社長期貸付金	875,000		
その他	12,799		
貸倒引当金	△339,759		
資産合計	**2,659,352**	**負債純資産合計**	**2,659,352**

損 益 計 算 書

（平成28年８月１日から 平成29年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**416,044**
売上原価		**25,414**
売上総利益		**390,630**
販売費及び一般管理費		**377,182**
営業利益		**13,447**
営業外収益		
受取利息	8,453	
その他	20	8,474
営業外費用		
支払利息	1,239	
寄付金	1,000	
その他	174	2,414
経常利益		**19,508**
特別利益		
償却債権取立益	50,047	50,047
特別損失		
災害損失引当金繰入額	10,700	
解約違約金	13,843	
関係会社貸倒引当金繰入額	24,427	48,971
税引前当期純利益		**20,584**
法人税、住民税及び事業税	△29,303	△29,303
当期純利益		**49,887**

株主資本等変動計算書

（平成28年８月１日から
平成29年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,666,156	717,998	717,998	156,728	156,728	2,540,883	9,093	2,549,976
当期変動額								
当期純利益				49,887	49,887	49,887		49,887
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							12,665	12,665
当期変動額合計	－	－	－	49,887	49,887	49,887	12,665	62,553
当期末残高	1,666,156	717,998	717,998	206,616	206,616	2,590,771	21,758	2,612,529

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年９月14日

日本スキー場開発株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂　木　浩　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　俊　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の平成２８年８月１日から平成２９年７月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本スキー場開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年９月14日

日本スキー場開発株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂　木　浩　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　俊　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の平成２８年８月１日から平成２９年７月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年９月15日

日本スキー場開発株式会社　監査役会

常勤監査役　橋　本　俊　光　㊞

監　査　役　鵜　月　健　彦　㊞

監　査　役　荒　木　隆　志　㊞

監　査　役　石　原　　毅　㊞

（注）常勤監査役橋本俊光、監査役鵜月健彦及び監査役荒木隆志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）事業目的の変更

当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

（２）本店の移転

当社グループは、スキー場事業を営んでおり、８か所のスキー場及びレンタルショップ９店舗を運営しております。上記のうち、長野県大町市、同県北安曇郡白馬村・小谷村の３市村において、日本で有数のスキーリゾートである白馬エリアに４か所のスキー場及びレンタルショップ７店舗を運営しており、当社グループの事業において中核を構成しております。

当社の本店所在地を長野県北安曇郡白馬村に移転し、従来以上に顧客及び地元関係者をはじめとするスキー場関係者との連携を強化し、事業を推進するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～14.　（条文省略） （新設） （新設） 15. 前各号に付帯する一切の事業 （本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く （新設）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～14.　（現行のとおり） 15. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理、仲介 16. 地域開発の調査、企画、設計、コンサルティング 17. 前各号に付帯する一切の事業 （本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を長野県北安曇郡白馬村に置く。 （附則） 第３条の変更は、平成30年３月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生ずるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう４名減員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鈴木周平（すずきしゅうへい） （昭和51年11月10日）	平成12年７月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 平成18年７月　日本駐車場開発㈱入社 平成19年10月　日本駐車場開発㈱取締役 平成22年10月　当社取締役 平成23年３月　川場リゾート㈱代表取締役社長 平成24年８月　当社代表取締役社長（現任） 平成24年10月　川場リゾート㈱取締役会長 平成24年11月　白馬観光開発㈱取締役 平成25年10月　日本駐車場開発㈱常務取締役 平成26年10月　めいほう高原開発㈱取締役 平成27年11月　㈱ハーレスキーリゾート取締役 （重要な兼職の状況） なし （取締役候補者とした理由） 当社入社以来、当社グループの経営を指揮し、企業経営・事業戦略に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	111,807株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	たかなし ひかる 高梨 光 （昭和39年２月１日）	平成元年４月　東急不動産㈱入社 平成13年４月　Arthur Andersen（現　KPMG FAS㈱）入社 平成23年11月　当社入社 平成24年10月　当社取締役 平成24年11月　白馬観光開発㈱代表取締役社長（現任）、栂池ゴンドラリフト㈱代表取締役社長（現任）、㈱岩岳リゾート代表取締役社長、信越索道メンテナンス㈱取締役（現任） 平成25年11月　当社取締役副社長（現任） 平成27年10月　㈱岩岳リゾート取締役（現任） （重要な兼職の状況） 白馬観光開発㈱代表取締役社長 栂池ゴンドラリフト㈱代表取締役社長 ㈱岩岳リゾート取締役 信越索道メンテナンス㈱取締役 （取締役候補者とした理由） 当社入社以来、当社グループの経営において、白馬エリアの発展、とりわけHAKUBA VALLEYの取組・推進に尽力してきたこと、また、不動産業に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	65,335株
3	うついこうじ 宇津井高時 （昭和47年10月30日）	平成７年11月　朝日監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所 平成11年６月　公認会計士登録 平成18年２月　日本駐車場開発㈱入社 平成22年10月　当社監査役 平成25年10月　当社取締役 平成25年11月　当社常務取締役（現任） 平成26年10月　めいほう高原開発㈱取締役 （重要な兼職の状況） なし （取締役候補者とした理由） 当社入社以来、当社管理部門の統括責任者として、とりわけ財務･会計の分野において豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	65,807株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	出口 恭子 （昭和40年12月12日）	平成元年４月　ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド 入社 平成11年12月　日本GE プラスチックス㈱ 入社 平成12年３月　同社 取締役最高財務責任者 平成25年３月　ベルシステム24㈱専務執行役社長室長兼経理財務本部管掌 平成26年３月　アッヴィ合同会社社長 平成26年７月　当社社外取締役（現任） 平成27年２月　医療法人社団色空会お茶の水整形外科機能リハビリテーションクリニック理事COO 平成28年２月　㈱お茶の水義肢装具 代表取締役（現任） 平成28年３月　クックパッド㈱社外取締役（現任） 平成28年６月　㈱ティーガイア社外取締役（現任） 平成29年９月　医療法人社団色空会お茶の水整形外科機能リハビリテーションクリニック副院長（現任） （重要な兼職の状況） 医療法人社団色空会お茶の水整形外科機能リハビリテーションクリニック副院長 ㈱お茶の水義肢装具 代表取締役 クックパッド㈱社外取締役 ㈱ティーガイア社外取締役 （社外取締役候補者とした理由） 会社経営を含めた幅広い知見と経験を当社の経営の監督に発揮し、また、多様な意見をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	きたがわ　とおる 北川　徹 （昭和35年８月４日）	昭和58年４月　兼松江商㈱（現　兼松㈱）入社 平成11年11月　日本通信㈱入社経営企画室長 平成13年２月　日本ボルチモアテクノロジーズ㈱入社　財務担当上席執行役員 平成14年１月　リーバイ・ストラウス　ジャパン㈱入社　ファイナンスコントローラー 平成18年９月　スターバックスコーヒージャパン㈱入社　オフィサー 平成28年３月　クックパッド㈱社外取締役兼監査委員会委員長（現任） 平成28年10月　当社社外取締役（現任） 平成29年６月　KOA㈱社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） クックパッド㈱社外取締役兼監査委員会委員長 KOA㈱社外取締役 （社外取締役候補者とした理由） 会社経営を含めた幅広い知見と経験を当社の経営の監督に発揮し、また、多様な意見を頂くため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	－株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．出口恭子氏、北川徹氏は、社外取締役候補者であります。

３．出口恭子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年４ヶ月となります。

４．北川徹氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

５．当社は出口恭子氏及び北川徹氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

６．当社は出口恭子氏及び北川徹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第３号議案　当社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権の割当てにつきましては、会社法上の報酬等に該当いたします。現在ご承認いただいております、当社の取締役の金銭による報酬額とは別枠で、取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行することについても、併せてご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権１個当たりの公正価値に取締役に割り当てる新株予約権の予定上限数（230個）を乗じた金額を上限とします。この公正価値につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている数式を用いて算定するものといたします。なお、当該新株予約権は、取締役の報酬としても相当と判断するものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものです。

２．新株予約権の内容及び数の上限等

（１）新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び従業員とします。現在当社の社外取締役２名を除く取締役の員数は７名であり、第２号議案「取締役５名選任の件」が原案通り可決されますと、社外取締役２名を除く取締役の員数は３名となります。

（２）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式40,000株（うち、当社取締役については23,000株）を上限とします。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数を調整できるものとします。

（３）発行する新株予約権の総数

400個（うち、当社取締役については230個）を本総会の日から１年以内に発行する新株予約権の上限とします。

（４）新株予約権の払込金額

本総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないもの）とします。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に（２）に定める新株予約権１個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ。）又は新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額とします。

なお、割当日後、当社が、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。その他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

（６）新株予約権を行使することができる期間

割当日後２年を経過した日から平成37年10月31日までとします。

（７）新株予約権の行使条件

①権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連

会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要するものとします。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

②権利を与えられた者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとします。

③権利を与えられた者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができます。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。

（８）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とします。

（９）新株予約権の取得に関する事項

①権利を与えられた者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができます。

②以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ⅱ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（ⅲ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

③当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができます。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定します。

（10）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

（11）組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいま

す。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編対象会社の株式の１株当たりの払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権１個の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（８）に準じて決定します。

⑦新株予約権の行使の条件

上記（７）に準じて決定します。

⑧新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

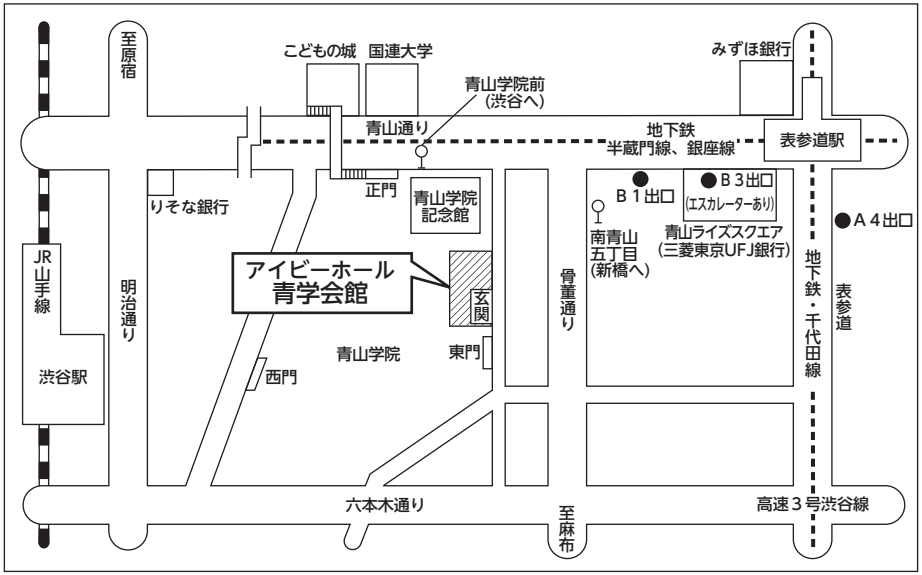
⑨新株予約権の取得に関する事項

上記（９）に準じて決定します。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷４丁目４番25号
ＩＶＹホール　２階　ミルトス
TEL 03－3409－8181



交通　地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道」駅
Ｂ３番出口より徒歩約５分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。